

紀宝町若者定住促進のための町有地分譲 QA

Q1. 住宅建築は地元業者に優先発注とあるが、どの程度の制限があるのか。

A 原則地元（町内）業者に発注をお願いしたい。しかし、特許技術を有しているなど、その業者でなければ建築が難しい場合、その他理由により地元（町内）業者に発注できない場合はその限りではない。（努力義務）

Q2. 地元の建築業者を斡旋してもらえないのか。

A 斡旋は行っておりません。

Q3. 土地の測量は完了しているのか。

A 完了している。

Q4. 地盤改良が必要な場合の経費はどうするのか。

A 購入者の負担とする。また、調査費用についても購入者の負担とする。

Q5. 登記費用はだれが負担するのか。

A 購入者負担とする。

Q6. 分譲地の代金支払い方法は。

A 手付金として購入費用の1割を契約時にいただく。契約後6か月以内（年度末は最短2か月）に残額を支払っていただく。

Q7. 購入の流れは。

A 申し込み→（抽選）→契約（手付金支払い）、現地確認→残金支払い→所有権移転登記

※紀宝町定住促進のための町有地分譲要項参照

Q8. 現地を確認したい。

A 自由に確認してもらえる。※状況に応じて現地を案内する。

Q9. 都市計画はあるのか。

A 紀宝町は全域都市計画区域外となっている。

Q10. 建蔽率や容積率は。

A 都市計画区域外のため設定はない。

Q11. 建てる際の条件は。

A 建築基準法等を準拠していただく。

Q12. 補助金はあるか。

A①若者定住に係る町営浄化槽設置分担金軽減事業（住宅新築、40歳未満）

②木造住宅建設促進対策事業（熊野材・町内または新宮市内の建築業者利用）

③若者定住住宅新築支援措置による固定資産税の特例措置（住宅新築、40歳未満）

④結婚新生活支援事業（夫婦ともに40歳未満、夫婦の合計所得が500万円未満など）

⑤移住・就業マッチング支援事業（特定地域からの移住、就職要件など）

⑥住宅購入支援事業

⑦マイホーム取得資金利子補給金事業 などがある。

Q13. 店舗として利用することは可能か。

A 住宅と店舗を併用することで可能となる。

店舗のみの場合は、分譲条件にあてはまらない。

Q14. 2区画まとめて買うことはできるか。

A 原則1区画の購入となる。ただし、特別な事情がある場合可能となる。

Q15. 土地を買ったあと、家を建てられなかった場合はどうなるのか。

A 条件に違反したこととなり、契約が解除される。（その場合、土地を売買時の現状に復元し、違反金を支払っていただくこととなる。）

Q16. 親が土地を買って、子が家を建てて住むことはできるのか。

A 分譲条件に違反するためできない。

Q17. 希望が重なった場合はどうするのか。

A 抽選で契約者を選定することとなる。（抽選日は令和7年6月12日）

※紀宝町定住促進のための町有地分譲要項参照

Q18. 区画はいくつまで申し込むことができるのか。

A 第四希望まで申し込むことができる。

第一希望で抽選を行い、落選した者の第二希望の区画に第一希望の申し込み者がいなければ、第二希望で申し込んだものが契約権を獲得する。(第二希望が複数名いた場合は、第一希望と同様。第三希望、第四希望も同様)

Q19. 抽選はどのように行うのか

A 仮抽選（申し込みの先着順）で抽選順を決めて、本抽選を行う。

Q20. 買戻特約の契約となるか。

A 買戻特約付きの契約となる。

Q21. 区画7の「西側造成注意事項あり」とはどのようなことですか。

A 擁壁付近を掘削する場合に注意点がある。詳細は必要に応じて現場等で説明する。